



野畑証券研修教材
マネー・ロンダリングとテロ資金供与対策
AML/CFT
2022.5.26実施

本日のポイント

- マネー・ロンダリングとテロ資金供与対策とは？
- FATFとその対日4次審査結果
- 審査結果へ対応
 - 財務省
 - 外為法改正
 - 金融庁
 - AML/CFT業務の共同化

AML (Anti Money Laundering) /CFT
(Countering the Financing of Terrorism)

○マネー・ローンダリング (資金洗浄)

犯罪行為によって得た資金を合法的な手段に見せかけ、出自を困難にする行為

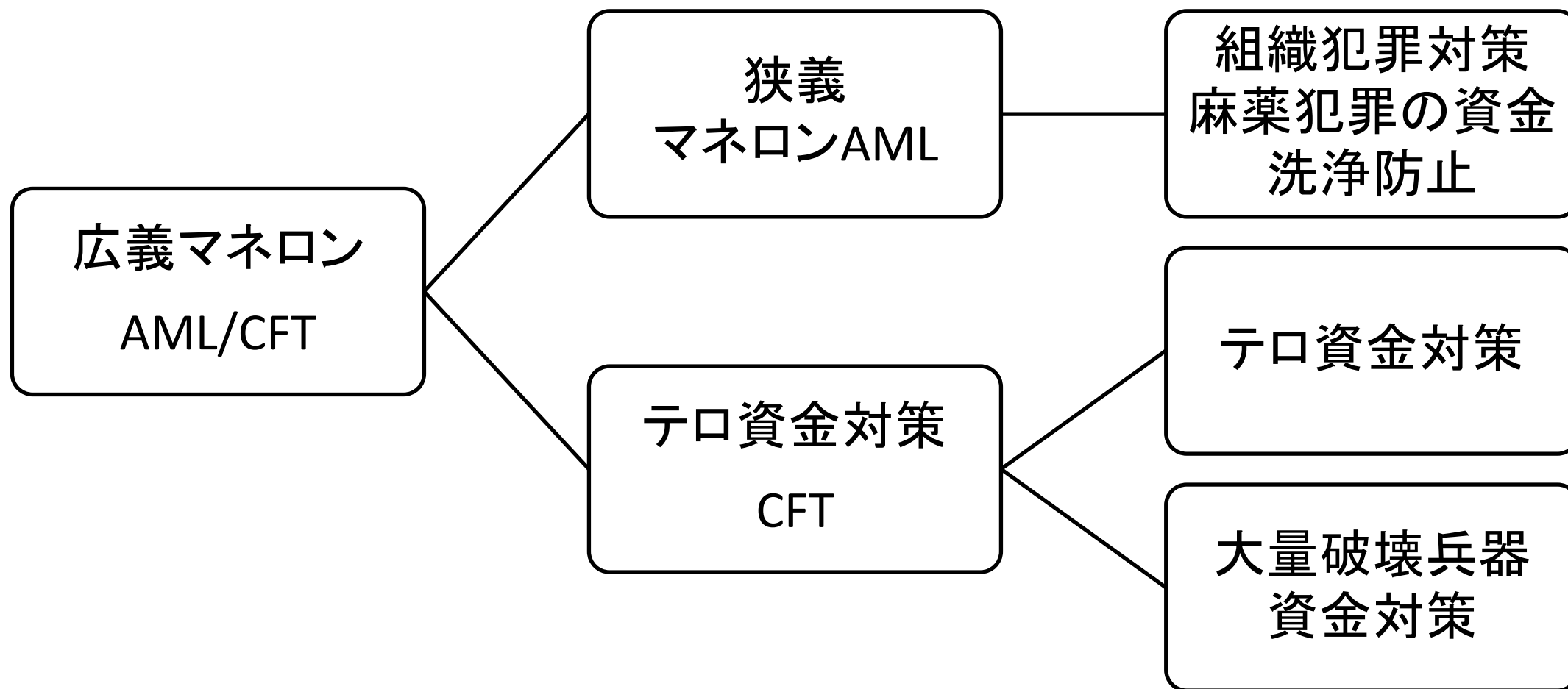
裏社会のおカネを表に出す

○テロ資金供与

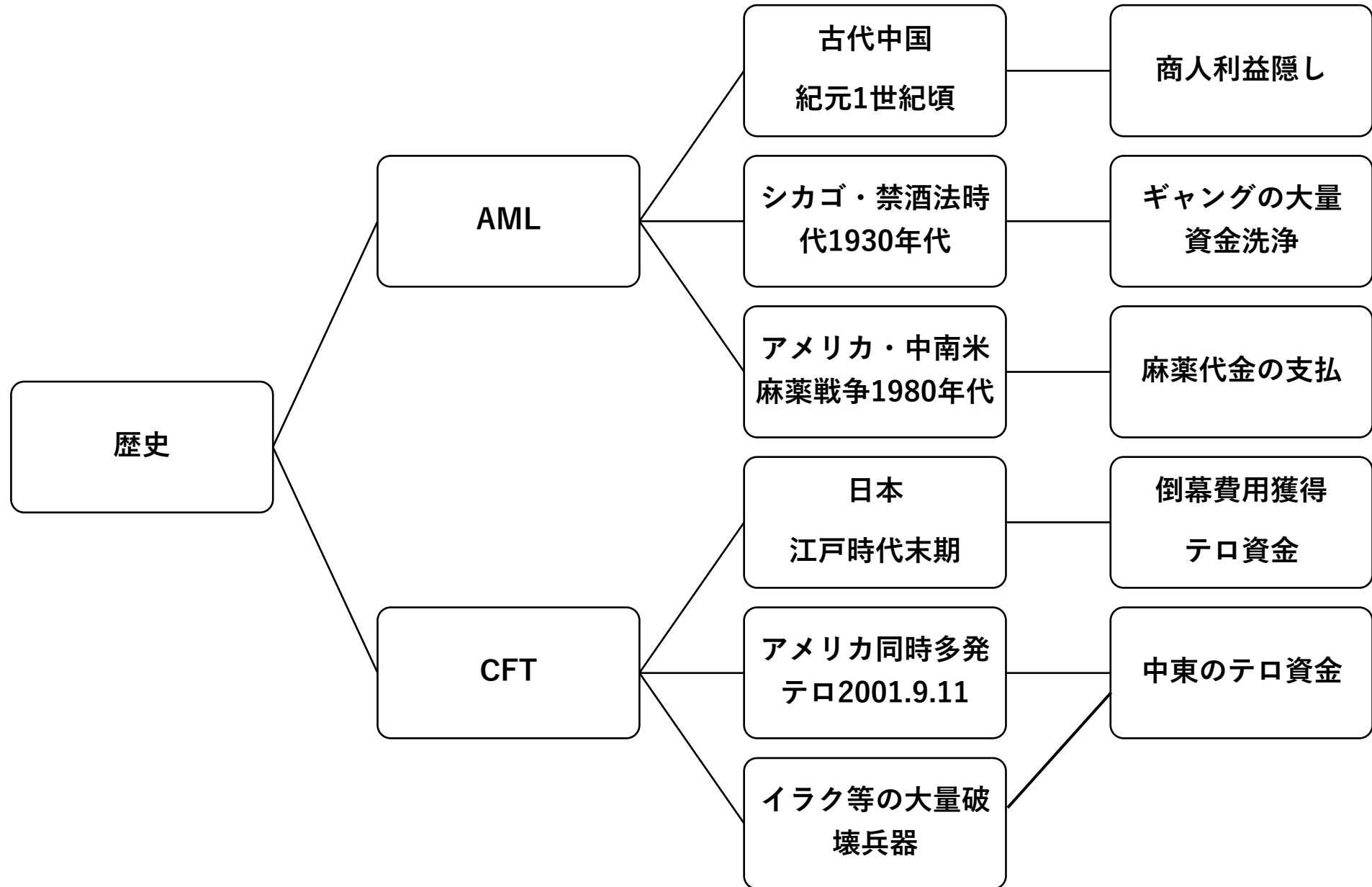
テロ行為実行を目的とした資金をテロリスト等に提供する行為

非合法テロ組織への資金供与

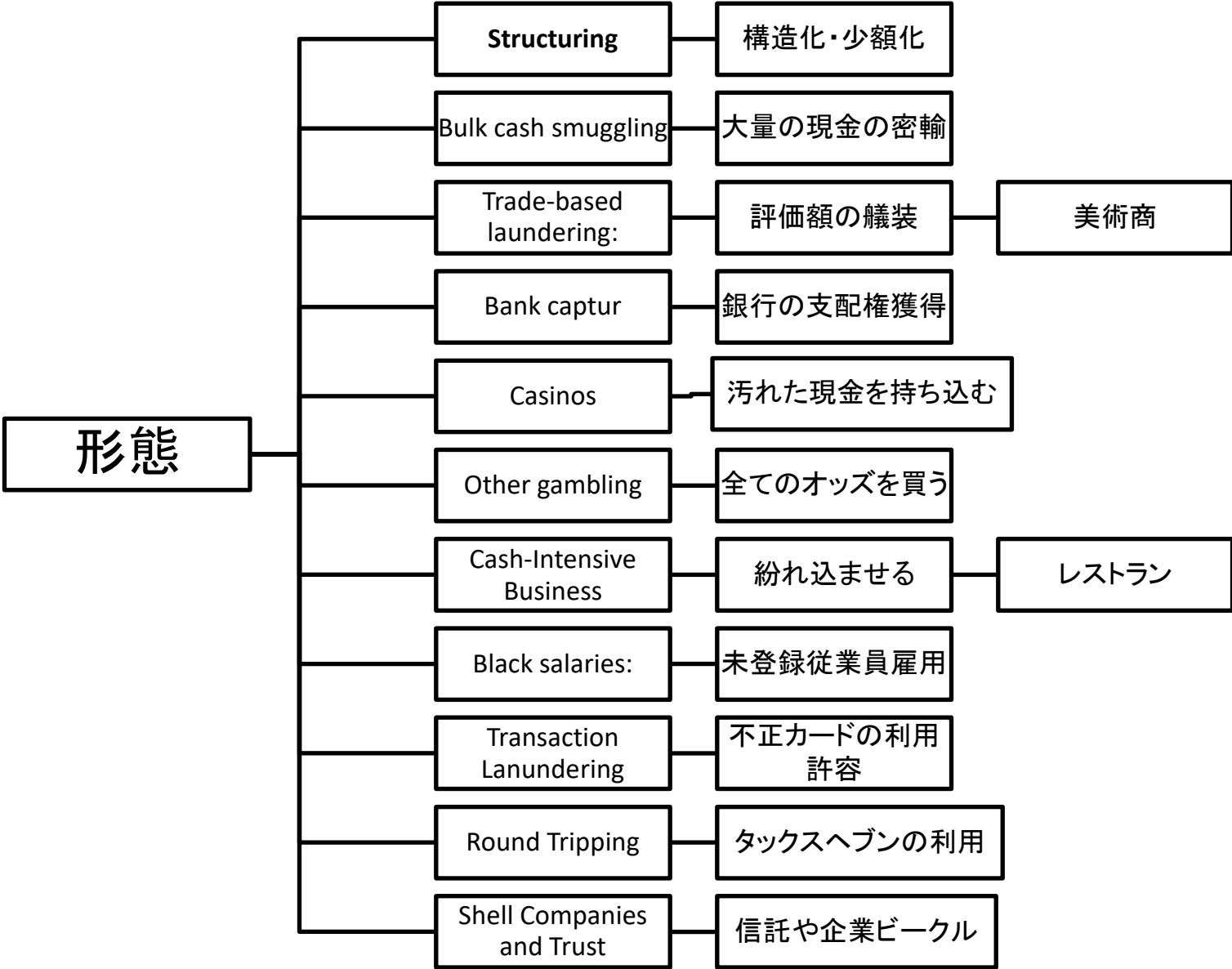
通常使われているマネー・ロンダリングの概念



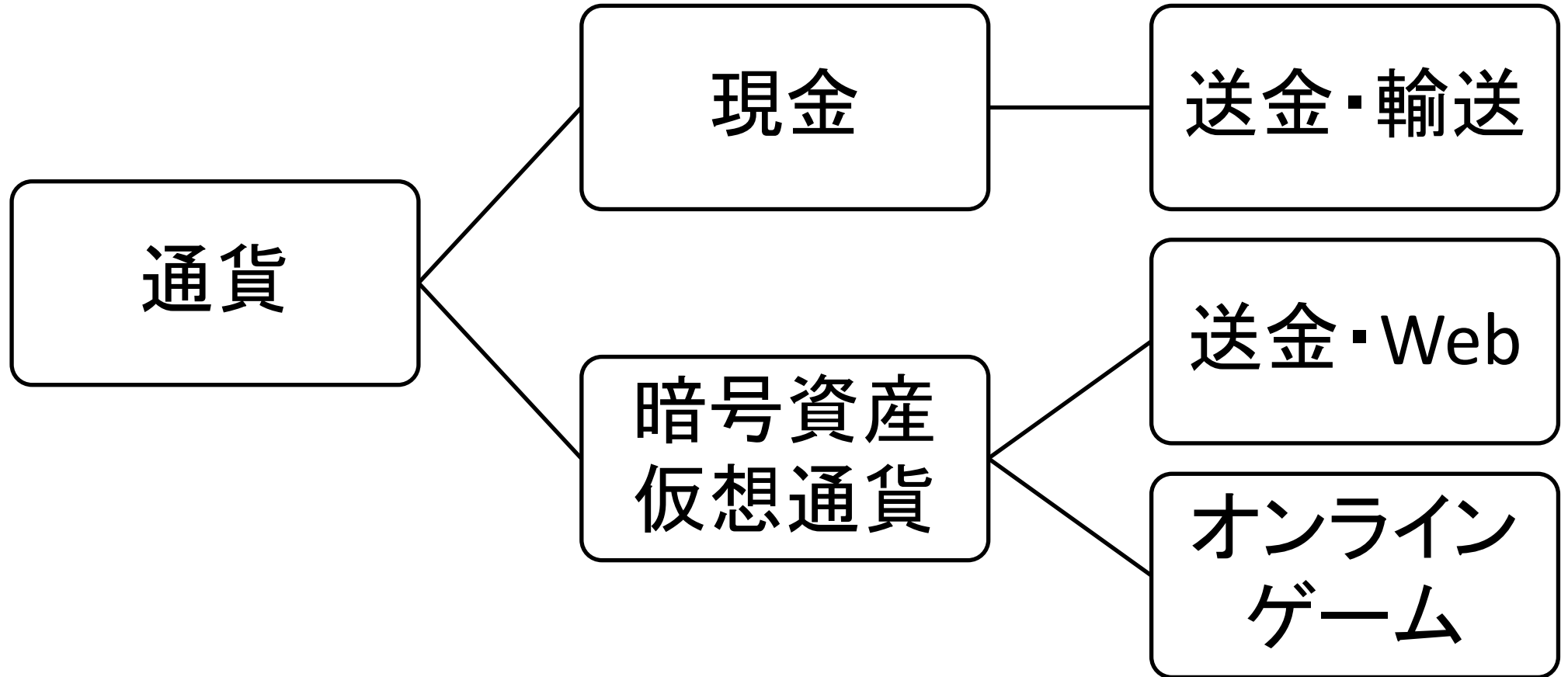
AML/CFTの歴史



AML/CFTの形態

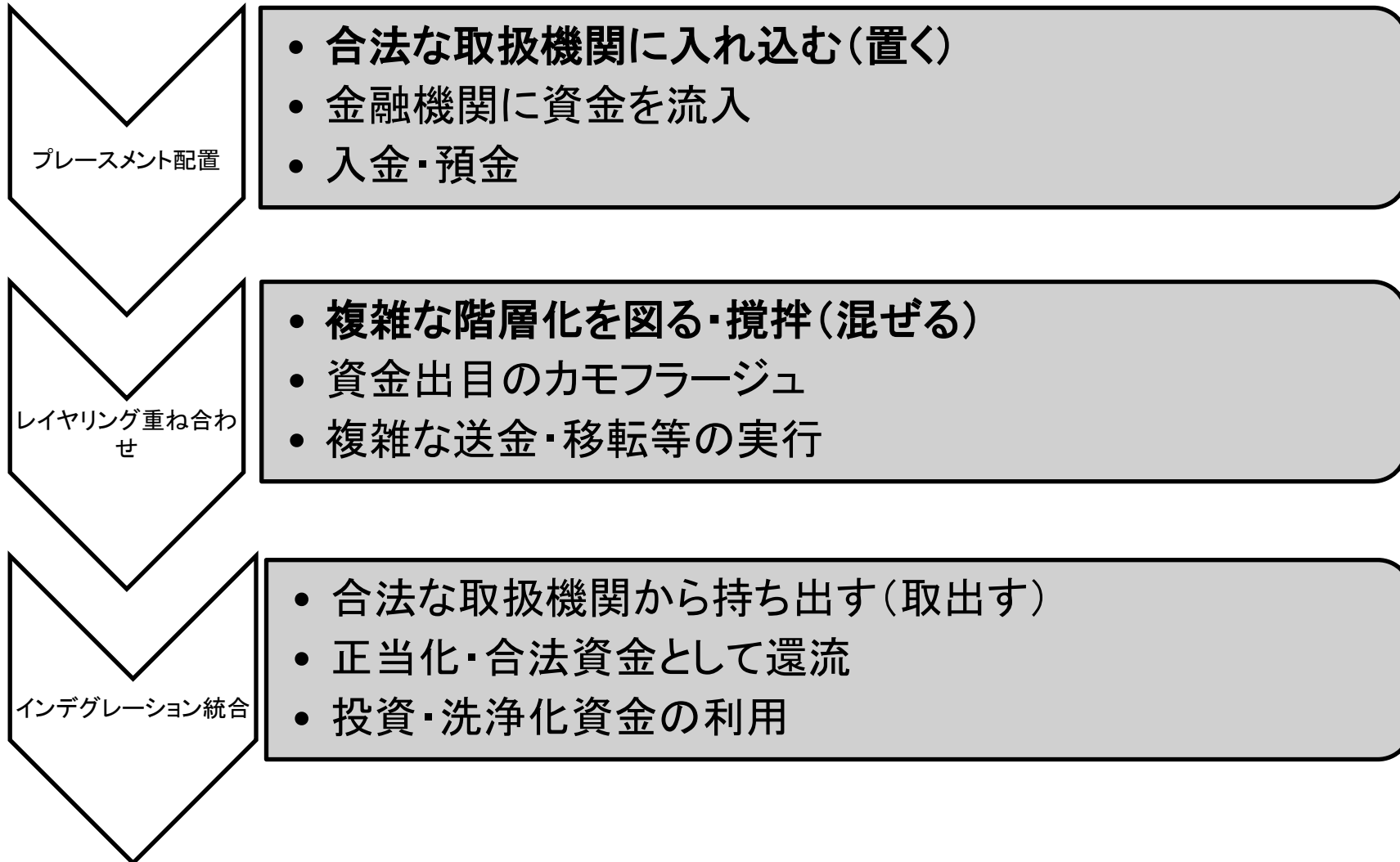


AML/CFTの利用手段



AML/CFTのやり方・流れ

金融機関利用の3ステップ



マネー・ロンダリングの規模

○国連薬物犯罪事務所 (UNODC) の推計 (2011)

1年間世界マネー・ロンダリング金額

「世界のGDPの2～5%、米ドルに換算すると8,000億～2,000億ドル」

○アメリカの犯罪者は、25%程度のコストをかけ、マネー・ロンダリングをする。

違法行為性

⇒ 日本

刑法

外為法・銀行法

税法

麻薬特例法

犯罪収益移転防止法など

銀行等のマネロン及びテロ資金供与対策（AML/CFT）に係る法令上の義務

- 銀行等は、為替取引等に関して、AML/CFTとして、犯罪による収益の移転防止に関する法律や外国為替及び外国貿易法等に基づき、各種の義務が課されている。主なものとその概要は以下の通り。

● 法令上の主な義務とその概要

| | | |
|--------------|-----------------------|--|
| 犯収法 | 取引時確認 | <ul style="list-style-type: none"> 銀行等の特定事業者は、顧客等との間で、その行う業務のうち預貯金契約の締結や一部の為替取引等の特定取引を行うに際しては、当該顧客等の本人特定事項の確認等を行わなければならない（第4条） |
| | 確認記録の作成・保存 | <ul style="list-style-type: none"> 取引時確認に係る事項、取引時確認のためにとった措置等を記録し、取引に係る契約が終了した日等から7年間保存しなければならない（第6条） |
| | 取引記録等の作成・保存 | <ul style="list-style-type: none"> 取引の期日・内容等を記録し、取引が行われた日から7年間保存しなければならない（第7条） |
| | 疑わしい取引の届出 | <ul style="list-style-type: none"> 特定業務に係る取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第10条の罪に当たる行為（犯罪収益等の隠匿）等を行っている疑いがあるかどうかを判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに届け出なければならない（第8条第1項） 上記判断は、取引時確認の結果、当該取引の態様等を勘案し、当該特定事業者が他の顧客等との間で通常行う取引の態様や当該顧客との間で行った取引の態様等との比較等に従って取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法等により行わなければならない（第8条第2項等） |
| 外為法 | 支払等の確認 | <ul style="list-style-type: none"> 銀行等は、顧客の外国へ向けた支払等が同法に基づく許可を受ける義務等が課されている場合に当該許可等を受けていることを確認した後でなければ、当該顧客と当該支払等に係る為替取引を行ってはならない（第17条） |
| | 本人確認 | <ul style="list-style-type: none"> 銀行等は、一定額超の顧客の外国へ向けた支払等に係る為替取引を行うに際しては、当該顧客の本人確認を行わなければならない（第18条） |
| 国際テロリスト資産凍結法 | 公告国際テロリストを相手方とする行為の制限 | <ul style="list-style-type: none"> 何人も、公告国際テロリストを相手方とした預貯金等債務の履行等については、その相手方が当該行為に係る許可証を提示した場合を除き、当該行為をしてはならない（第15条） |
| 銀行法等 | 体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> その業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない（銀行法第12条の2等） |

- 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」においては、上記義務の履行に際して、以下を行うことをそれぞれ「取引フィルタリング」「取引モニタリング」と定義している。

取引フィルタリング 取引前や経済制裁対象者等リストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について経済制裁対象者等のリストとの照合を行うこと等を通じて、経済制裁対象者等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法。

取引モニタリング 過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させること等を通じてリスクを低減させる手法。

為替取引におけるマネロン等のリスク

- 日本においては、「内国為替取引」・「外国為替等」が、多くのマネロン等の事例において、悪用されている現状にある。

マネロンに悪用された主な取引等（2017－2019年）

| 悪用された取引 | 内国為替取引 | 外国為替等 | 現金取引 | 預金取引 | 法人格 | クレジットカード | 電子マネー | 資金移動サービス | 宝石・貴金属 | 郵便物受取サービス | 暗号資産 | 法律・会計専門家 | 投資 | 貸金庫 | 手形・小切手 | 保険 | 金銭貸付け | 合計 |
|---------|--------|-------|------|------|-----|----------|-------|----------|--------|-----------|------|----------|----|-----|--------|----|-------|-----|
| 件数 | 446 | 33 | 260 | 106 | 36 | 25 | 23 | 11 | 7 | 5 | 5 | 3 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 966 |

（出所）犯罪収益移転危険度調査書（2020年11月 国家公安委員会公表）より金融庁作成

約5割

■ 犯罪収益移転危険度調査書（2020年11月 国家公安委員会公表）（抄）

- ・ 検挙されたマネー・ローンダリング事犯、さらには、疑わしい取引として届出があった取引情報の分析の結果を踏まえると、我が国においては、マネー・ローンダリング等を企図する者が、迅速かつ確実な資金移動が可能な内国為替取引を通じて、架空・他人名義の口座に犯罪による収益を振り込ませる事例が多くみられる。そして、最終的には、当該収益はATMにおいて現金で出金され、その後の資金の追跡が非常に困難になることが多い。
- ・ このように、我が国においては、内国為替取引、現金取引及び預金取引がマネー・ローンダリング等の多くの事例において悪用されている。
- ・ 資金移動業における年間送金件数・取扱金額が共に増加していること、在留外国人の増加等による利用の拡大が予想されること等を踏まえると、資金移動サービスがマネー・ローンダリング等に悪用される危険度は、他業態と比べても相対的に高まっているといえる。

AML/CFT防止対策機関FATF(国際機関)の概要

FINANCIAL ACTION TASK FORCE (FATF)

性格

- 非公式・時限的
- 政府間会合(金融活動作業部会)

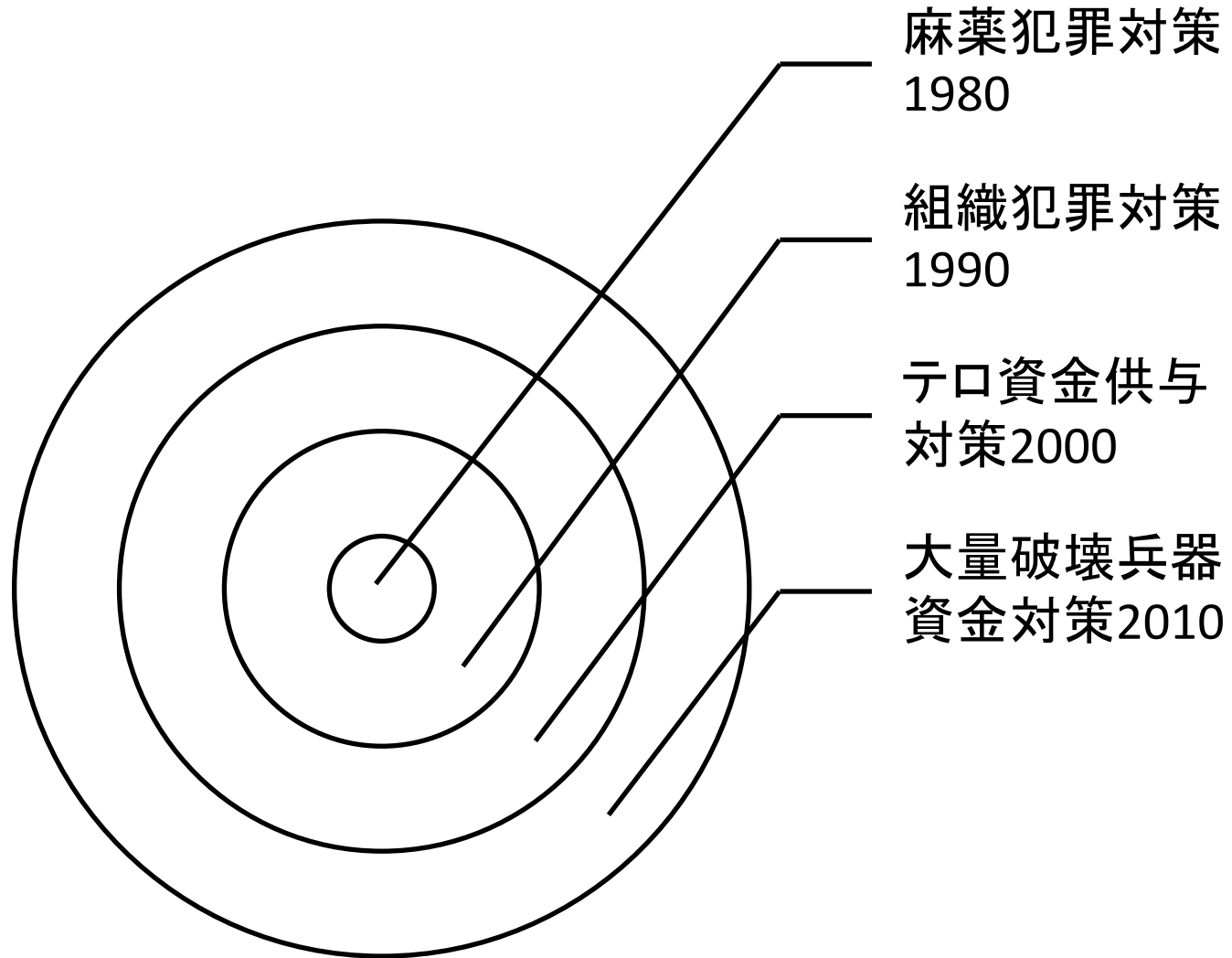
設立経緯

- 1989年アルシェ・サミット
- 経済宣言・麻薬対策

組織

- 所在地 パリ
- 加盟国 37か国+EUなど(年間予算400万€)

FATFの活動目的の推移



金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）

- マネロン・テロ資金供与・拡散金融（注）対策のための国際基準の策定・履行を担う多国間の枠組み。
- 国際基準の履行を担保するため、相互審査を実施。
- 37か国・2地域機関が加盟。その他9つのFATF型地域体を加えると、FATF勧告は、世界200以上の国・地域に適用。

（注）大量破壊兵器の拡散にかかる金融措置



FATF



（FATF加盟国一覧）

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イスラエル、イタリア、インド、英国、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、サウジアラビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア、欧州委員会（EC）、湾岸協力理事会（GCC）

FATF型地域体（FSRB）

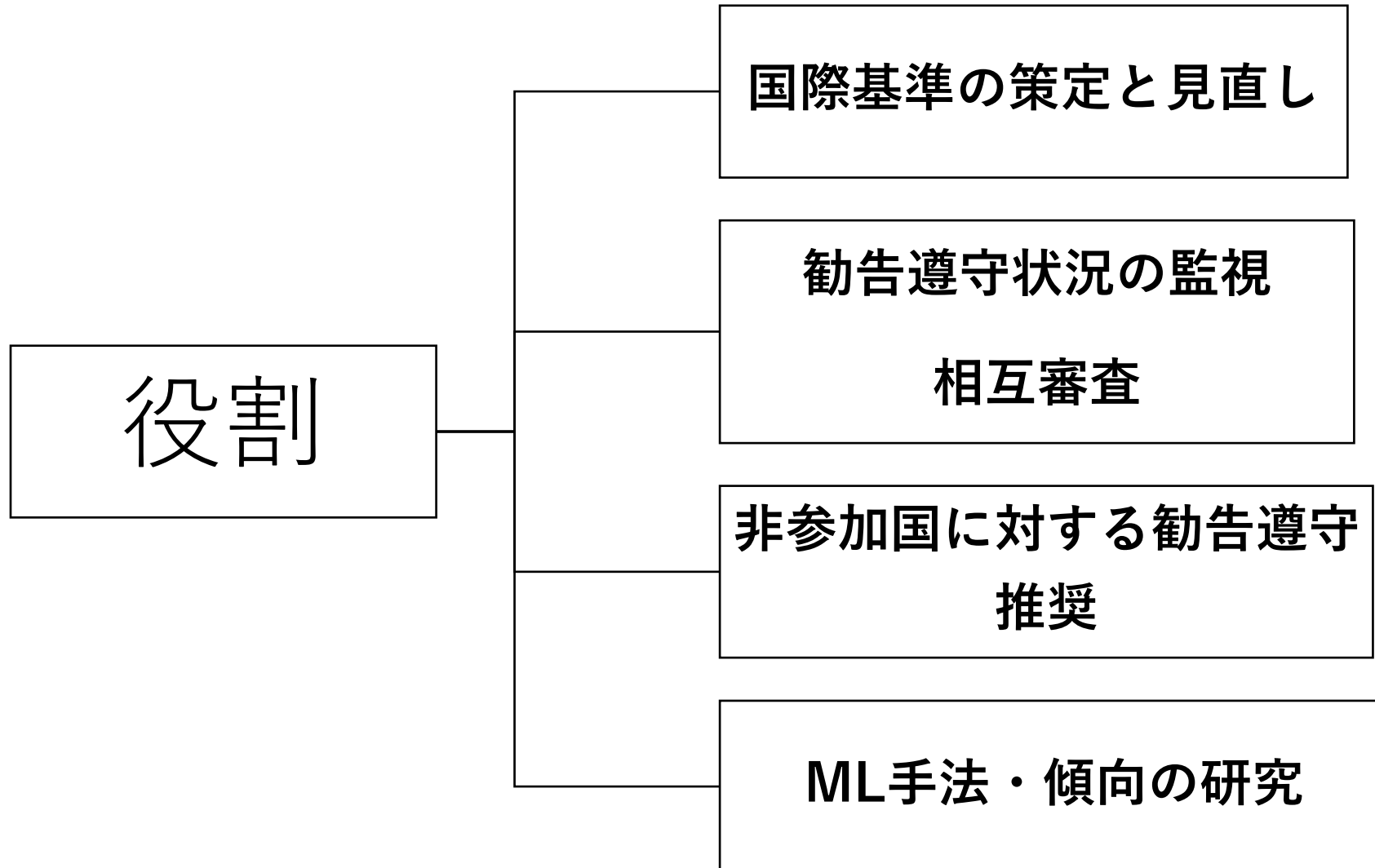
地域ごとに存在し、FATF勧告をベースに加盟国間で相互審査を実施。

| 地域 |
|-------------|
| ①アジア太平洋 |
| ②カリブ |
| ③中露を含むユーラシア |
| ④東・南アフリカ |
| ⑤中央アフリカ |
| ⑥ラテンアメリカ |
| ⑦西アフリカ |
| ⑧中東・北アフリカ |
| ⑨欧州 |

※第四次相互審査が終了しているのはFSRBも含めると118か国。
審査結果は、通常フォローアップが17か国、重点フォローアップが41か国、観察対象国が60か国。

※2021年10月末時点でブラックリストは北朝鮮、イランの2か国。
グレイリストは23か国。

FATFの役割



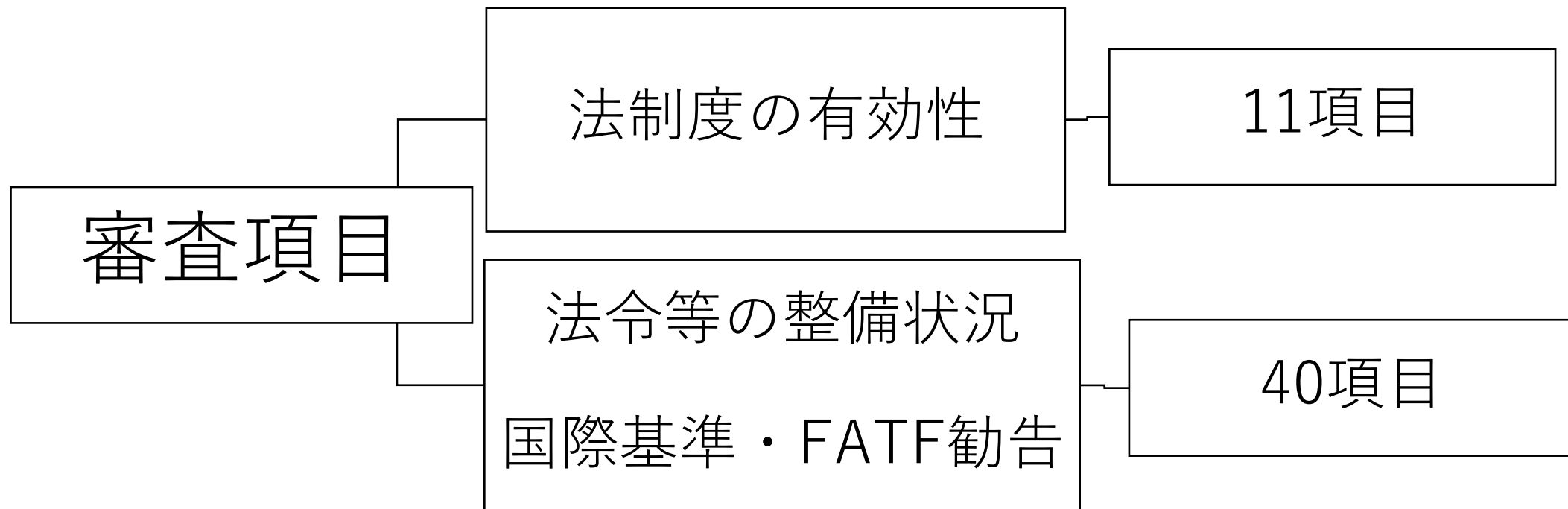
全体会合の様子



FATFの相互審査制度(牽制)

- ①各メンバー国等(37か国2地域)を審査対象国として、ロー・テーションにより
- ②審査対象国を除く**その他のメンバー国**により構成される審査団を派遣
- ③FATFの勧告状況をチェック・公表
(審査対象国におけるマネロン・テロ資金対策の国内法整備状況、監督当局の執行体制や実施ぶり、金融機関に対する徹底度などを様々な角度から検証)

4次審査の審査項目（総合審査）



国際基準

FATFのAML/CFTに関する監督の手法指針

○リスク・ベースアプローチ(←ルール・ベース)

リスクの量や性質、規模などを基本に置きその総合的な評価で優劣を見極め、対応について軽重の差異を設けるリスク・ベース・アプローチの枠組みを明確化

○効率的対応

マネロン・テロ資金供与関連のリスク評価をより幅広く行い、高リスク分野では厳格な措置を求める一方、低リスク分野では簡便な措置の採用を認め、より効率的な対応を希求

第4次相互審査の特徴

1. (形式面: Technical compliance)

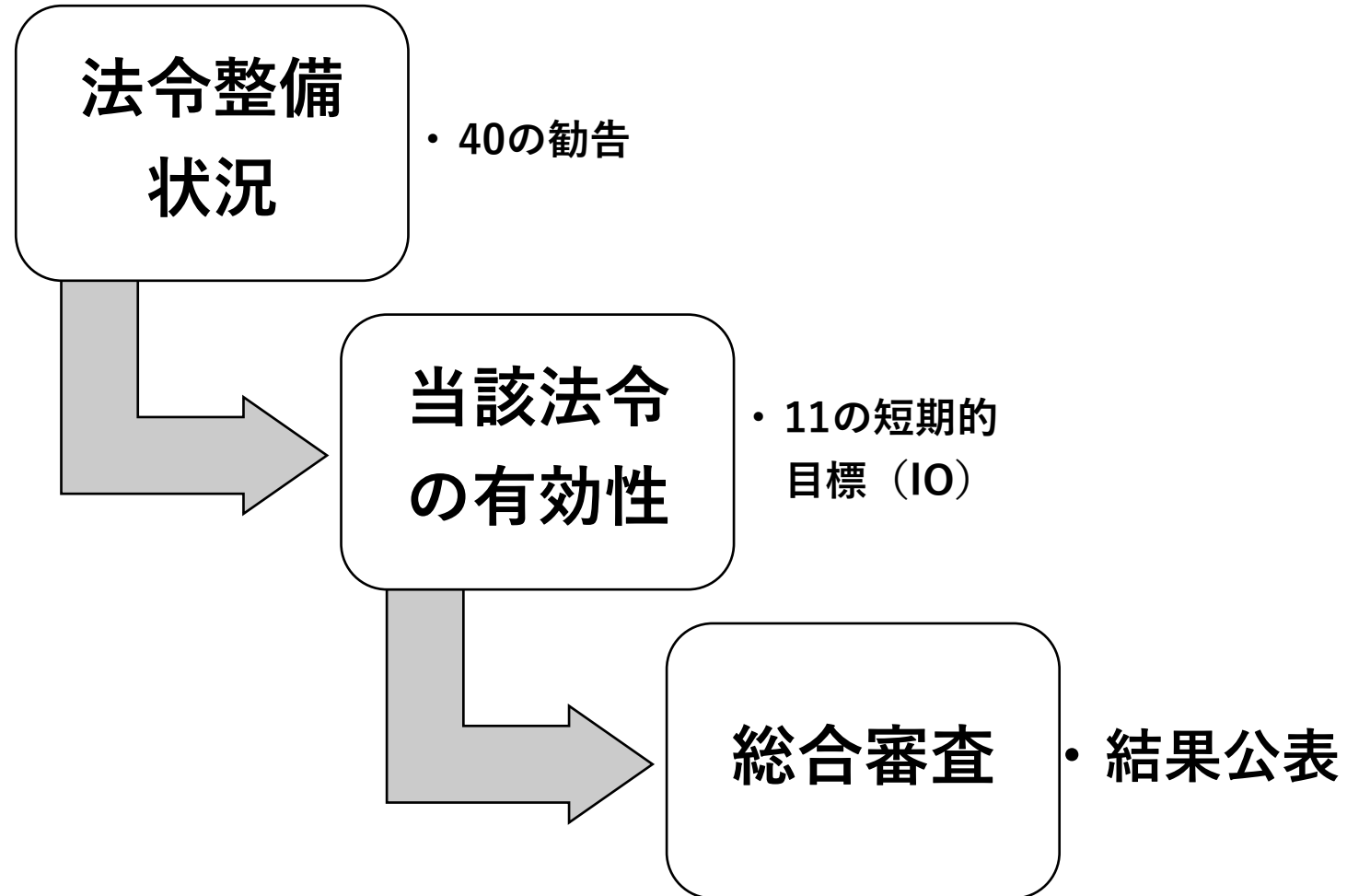
法令や金融監督等、制度面の整備状況の確認に止まらない。

2. (実質面: Effectiveness)

制度に則った対策の有効性・効率性についての評価を重視

⇒個々の金融状況が非常に重要

審査のやり方



日本への相互審査履歴

○過去4度受審

1. 1993年

2. 1997年

3. 2008年(第3次相互審査)

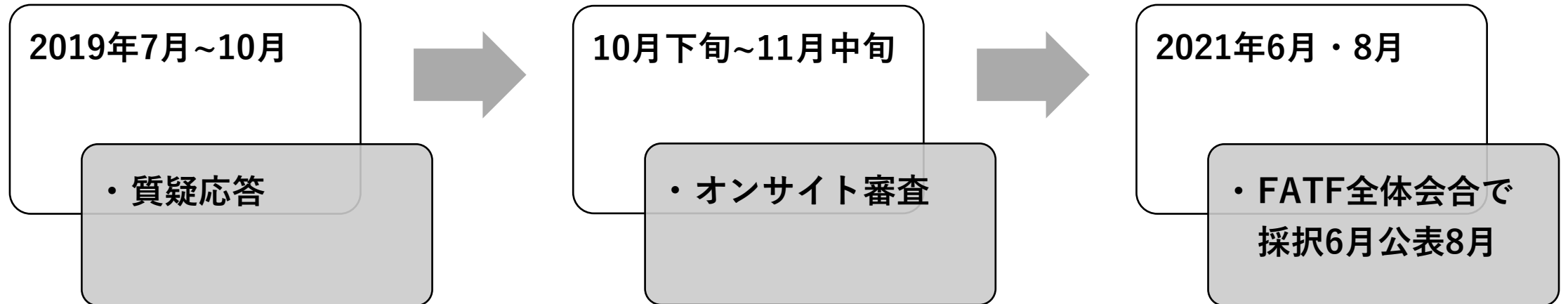
全49勧告項目中25項目の不備

4. 2019年(第4次相互審査)

審査結果公表:2021年8月

重点フォローアップ国(厳しい結果)

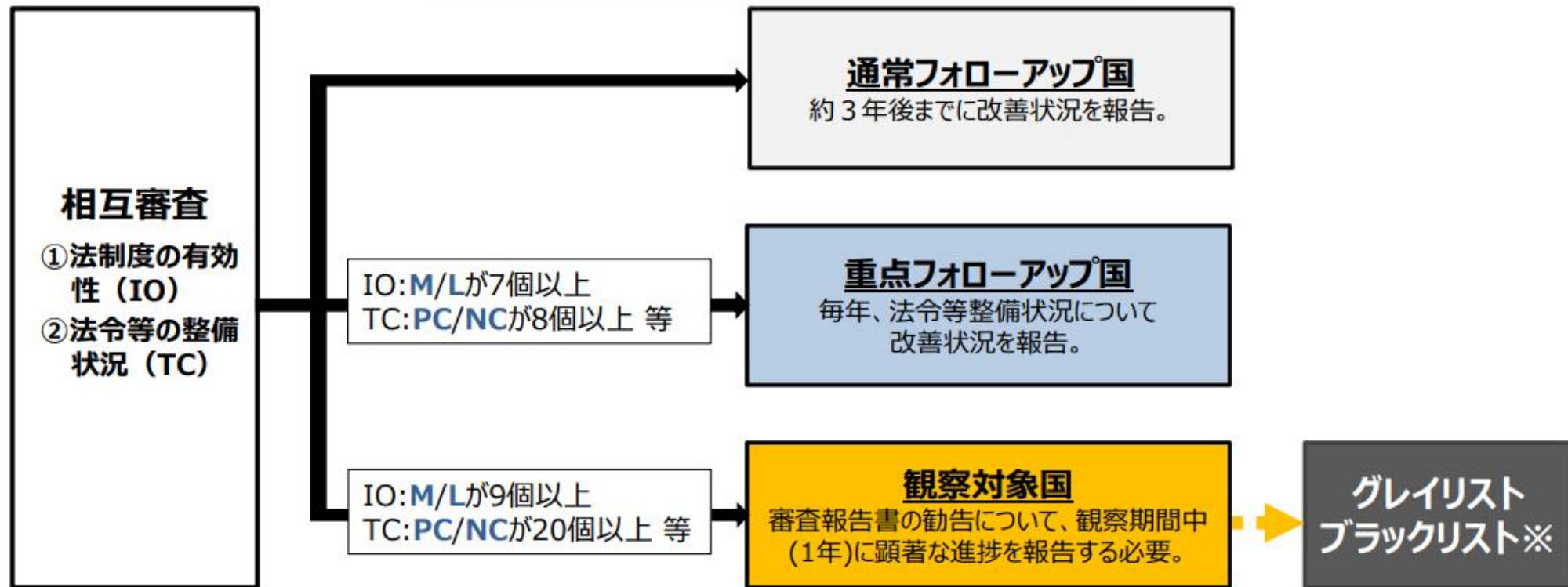
対日4次審査の実施スケジュール



FATF相互審査について

- FATF基準の履行を担保するため、下記の2つについて相互審査を実施。
 - ①法制度の有効性 (IO: Immediate Outcome、11項目): 評価が高い方から H → S → M → L (注1)の4段階評価
 - ②法令等の整備状況 (TC: Technical Compliance、40項目): 評価が高い方から C → LC → PC → NC (注2)の4段階評価
- 日本に対する相互審査は今回で4回目 (前回は2008年)。

相互審査の結果に応じ、以下のいずれかに分類される。



(注1) H:High, S:Substantial, M:Moderate, L:Low

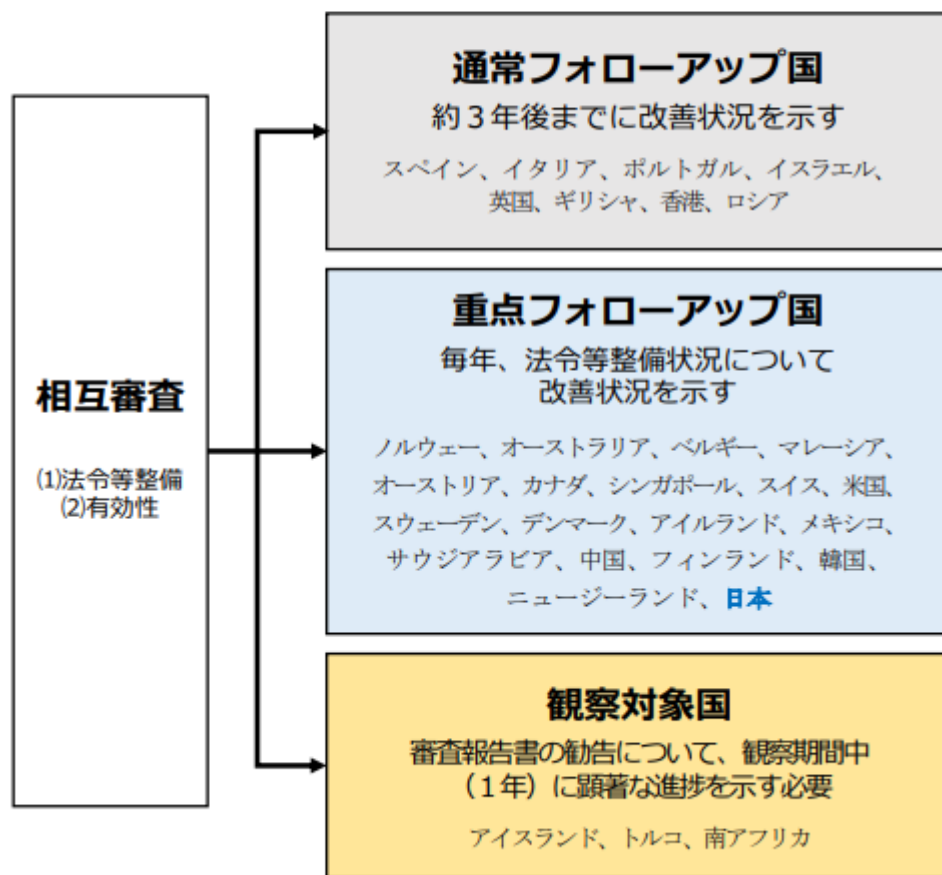
(注2) C:Compliant, LC:Largely-Compliant, PC:Partially-Compliant, NC:Non-Compliant

※現状、ブラックリストは北朝鮮、イランのみ。

FATF第4次対日相互審査の結果（2021年8月30日公表）

- 金融活動作業部会（FATF）による第4次対日相互審査報告において、日本は、マネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとして、「重点フォローアップ国」とされ、主な金融関連の評価項目である「金融機関等の監督」、「金融機関等によるマネロン/テロ資金対策」については、Moderate と評価された。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等の監督等に優先的に取り組むべきとされた。

第4次相互審査を受けたFATF加盟国・地域の結果



第4次対日相互審査評価結果

| | 評価項目 | 評価 |
|----|---------------------|----|
| 1 | マネロン/テロ資金リスクの評価 | S |
| 2 | 国際協力 | S |
| 3 | 金融機関等の監督 | M |
| 4 | 金融機関等によるマネロン/テロ資金対策 | M |
| 5 | 法人等の悪用防止 | M |
| 6 | 疑わしい取引に関する情報等の活用 | S |
| 7 | マネロン罪の捜査・訴追・制裁 | M |
| 8 | マネロン収益の没収 | M |
| 9 | テロ資金の捜査・訴追・制裁 | M |
| 10 | テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止 | M |
| 11 | 大量破壊兵器拡散に関与する者の資産凍結 | M |

(注) 対策の実施面で有効性が高いと認められる順番に、H(High)、S(Substantial)、M(Moderate)、L(Low)と評価。

第4次審査を受けたFATF加盟国の結果

| | | |
|------------|------|---|
| 通常フォローアップ国 | 8か国 | スペイン、 <u>イタリア</u> 、ポルトガル、イスラエル、 <u>英国</u> 、ギリシャ、香港、ロシア |
| 重点フォローアップ国 | 19か国 | ノルウェー、オーストラリア、ベルギー、マレーシア、オーストリア、 <u>カナダ</u> 、シンガポール、スイス、 <u>米国</u> 、スウェーデン、デンマーク、アイルランド、メキシコ、サウジアラビア、中国、フィンランド、韓国、ニュージーランド、 <u>日本</u> |
| 観察対象国 | 3か国 | アイスランド、トルコ、南アフリカ |

(注1) 審査を実施した順番。下線付きはG7国。

(注2) 今後の審査予定国：フランス、ドイツ、オランダ、ルクセンブルク、インド、ブラジル、アルゼンチン

FATF対日相互審査の結果

○ FATF相互審査を受けた日本の評価は、全体として「重点フォローアップ国」との結論。

①法制度の有効性（IO、11項目）：Hが0項目、Sが3項目、**Mが8項目**、**Lが0項目**

②法令等の整備状況（TC、40項目）：Cが4項目、LCが24項目、**PCが10項目**、**NCが1項目**

※評価対象外が1項目

◆FATF議長のステートメント（2021年6月25日、仮訳）※対日審査部分を抜粋

- FATFとAPG（アジア・太平洋マネーロンダリング対策グループ）が共同で行った、日本のマネロン・テロ資金対策に関する評価について議論を行った。
- 全体会合では、日本はマネロン・テロ資金対策の成果を上げていると結論づけられた。
- 日本は、マネロン・テロ資金リスクを理解・特定・評価していること、金融インテリジェンスを収集及び利用していること、国際的なパートナーと協力していること、について良い結果を示している。
- しかしながら、日本は、金融機関等の監督及び予防措置、法人等の悪用防止、マネロン・テロ資金の捜査・訴追などの特定分野において優先的に取り組む必要がある。
- FATFは、審査報告書の質及び他国の報告書等との一貫性を確認したのち、当該報告書を8月に公表する予定。

FATF第4次相互審査（IO:法制度の有効性）の結果

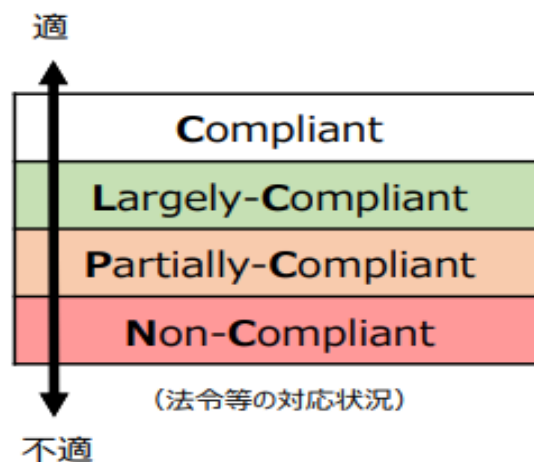
| 評価項目 | | 評価 |
|------|---------------------|----------|
| 1 | マネロン/テロ資金リスクの評価 | S |
| 2 | 国際協力 | S |
| 3 | 金融機関等の監督 | M |
| 4 | 金融機関等によるマネロン/テロ資金対策 | M |
| 5 | 法人等の悪用防止 | M |
| 6 | 疑わしい取引に関する情報等の活用 | S |

| 評価項目 | | 評価 |
|------|---------------------|----------|
| 7 | マネロン罪の捜査・訴追・制裁 | M |
| 8 | マネロン収益の没収 | M |
| 9 | テロ資金の捜査・訴追・制裁 | M |
| 10 | テロリストの資産凍結、NPOの悪用防止 | M |
| 11 | 大量破壊兵器拡散に関与する者の資産凍結 | M |

(注) 対策の実施面で有効性が高いと認められる順番に、H(High)、S(Substantial)、M(Moderate)、L(Low)と評価。

FATF第4次相互審査（TC：法令等の整備状況）の結果

| 内容 | 4次 | 内容 | 4次 | 内容 | 4次 |
|---------------------------|-----|--|----|---------------------|----|
| 1 リスク評価とリスクベース・アプローチ | LC | 18 金融機関・グループにおける内部管理方針の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用 | LC | 35 義務の不履行に対する制裁措置 | LC |
| 2 国内関係当局間の協力 | PC | 19 勧告履行に問題がある国・地域への対応 | LC | 36 国連諸文書の批准 | LC |
| 3 資金洗浄の犯罪化 | LC | 20 金融機関における資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出 | LC | 37 法律上の相互援助、国際協力 | LC |
| 4 犯罪収益の没収・保全措置 | LC | 21 内報禁止及び届出者の保護義務 | C | 38 法律上の相互援助：凍結及び没収 | LC |
| 5 テロ資金供与の犯罪化 | PC | 22 DNFBPIにおける顧客管理 | PC | 39 犯人引渡 | LC |
| 6 テロリストの資産凍結 | PC | 23 DNFBPIによる疑わしい取引の報告義務 | PC | 40 国際協力（外国当局との情報交換） | LC |
| 7 大量破壊兵器の拡散に関与するものへの金融制裁 | PC | 24 法人の実質的支配者 | PC | | |
| 8 非営利団体（NPO）の悪用防止 | NC | 25 法的取極の実質的支配 | PC | | |
| 9 金融機関秘密法が勧告実施の障害となることの防止 | C | 26 金融機関に対する監督義務 | LC | | |
| 10 顧客管理 | LC | 27 監督当局の権限の確保 | LC | | |
| 11 本人確認・取引記録の保存義務 | LC | 28 DNFBPIに対する監督義務 | PC | | |
| 12 PEP（重要な公的地位を有する者） | PC | 29 FIUの設置義務 | C | | |
| 13 コルレス銀行業務 | LC | 30 資金洗浄・テロ資金供与の捜査 | C | | |
| 14 送金サービス提供者の規制 | LC | 31 捜査関係等資料の入手義務 | LC | | |
| 15 新技術の悪用防止 | LC | 32 キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応 | LC | | |
| 16 電信送金（送金人・受取人情報の通知義務） | LC | 33 包括的統計の整備 | LC | | |
| 17 顧客管理措置の第三者依存 | N/A | 34 ガイドラインの策定義務 | LC | | |



※TC（Technical Compliance）：「法令等の整備状況」の審査

短期的目標10.3 M評価 金融機関等の監督

- 金融監督当局間でリスクの理解に差はあるものの、主要なリスクに関する理解は適切である。
- 金融庁は、金融セクターの規制・監督の主たる当局であるが、2018年以降、リスク理解に資する関連施策を実施し、リスク理解を改善させている。
- 金融庁を含む金融監督当局は、金融機関に対する効果的かつ抑止力のある一連の制裁措置を活用していない。
- 日本は、暗号資産交換業者セクターに対し、マネロン・テロ資金供与リスクに基づく監督上の措置は改善する必要がある。
- 指定非金融事業者及び職業専門家（カジノ、不動産業者、貴金属商、弁護士、会計士等DNFBPs）の監督当局は、マネロン・テロ資金供与リスクの理解が限定的であり、リスクベースによるAML/CFTに係る監督を実施していない。

10.4 M評価 マネロン・テロ資金対策

○大規模銀行及び一定数の資金移動業者を含む一定数の金融機関は、マネロン・テロ資金供与リスクについて適切な理解を有している。

○その他の金融機関においては、理解が限定的である。最近導入・変更されたAML/CFTに係る義務について十分な理解を有しておらず、これらの新しい義務を履行するための明確な期限を設定していない。

○指定非金融事業者及び職業専門家は、マネロン・テロ資金供与リスクやAML/CFTに係る義務について低いレベルの理解しか有していない。

第4次対日相互審査の結果（外部見解）

○監視対象国入りは回避できたものの、非監視対象国の重点フォローアップ国に相当する厳しい評価

○指摘事項は、官民を含めて多岐に及ぶ。

事業者側の課題:継続的顧客管理（取引管理）、取引モニタリング、実質的支配者の管理等が指摘

○今後5年間の重点フォローアッププロセス（3回程度の改善報告）では、政府の取り組みを受け、事業者自身も自律的なリスク管理態勢の整備に向けた不断のコミットメントが必要

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（抄）

- 第4次対日相互審査報告書の公表を受けて、必要な取組みを進める観点から、政府として今後3年間の行動計画を策定。行動計画における金融関連の項目は、以下の通り。

2021年8月30日

| 2. 金融機関及び暗号資産交換業者によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及び監督 | | | | |
|--|-------------------------|---|-------|---------------------|
| | 項目 | 行動内容 | 期限 | 担当府省庁等 |
| (1) | マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化 | マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する監督当局間の連携の強化、適切な監督態勢の整備するほか、リスクベースでの検査監督等を強化する。 | 令和4年秋 | 金融庁、 その他金融機関監督官庁 |
| (2) | 金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施 | マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定するとともに、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る義務の周知徹底を図ることで、金融機関等のリスク理解を向上させ、適切なリスク評価を実施させる。 | 令和4年秋 | 金融庁、 その他金融機関監督官庁 |
| (3) | 金融機関等による継続的顧客管理の完全実施 | 取引モニタリングの強化を図るとともに、期限を設定して、継続的顧客管理などリスクベースでのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を図る。 | 令和6年春 | 金融庁、 その他金融機関監督官庁 |
| (4) | 取引モニタリングの共同システムの実用化 | 取引時確認、顧客管理の強化および平準化の観点から、取引スクリーニング、取引モニタリングの共同システムの実用化を図るとともに、政府広報も活用して国民の理解を促進する。 | 令和6年春 | 金融庁 |

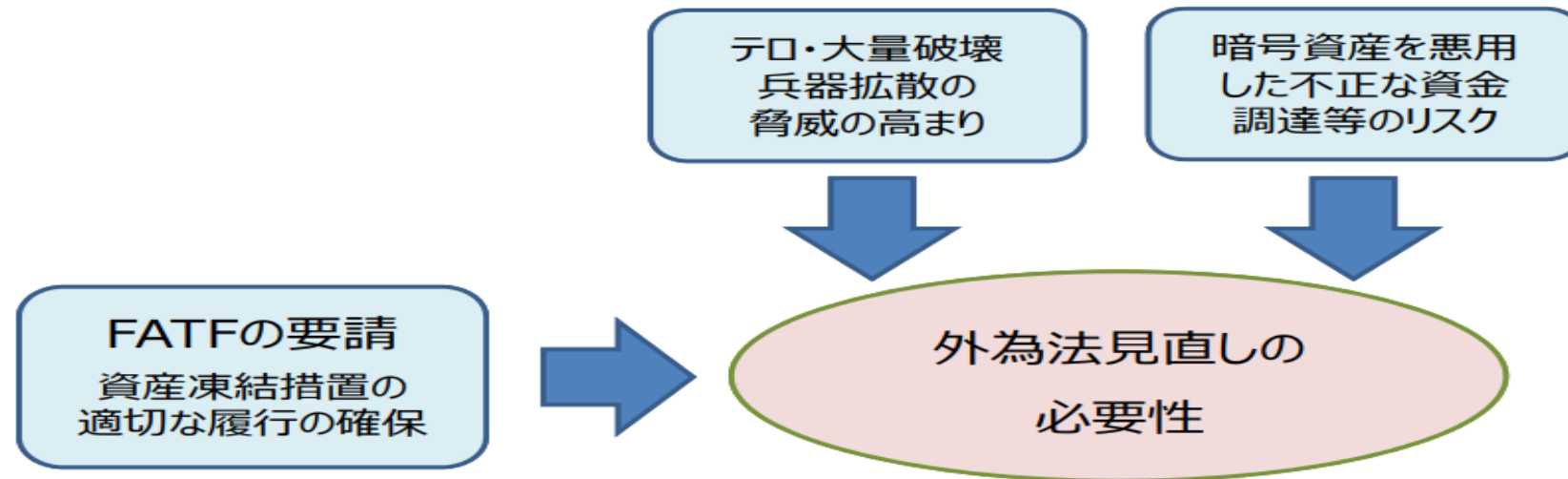
- 政府は、国民の安全と安心を確保し、健全な経済を維持・発展させていくため、マネロン・テロ資金供与対策に係る法令や金融機関向けのガイドラインの整備等、様々な施策を講じてきたところです。
また、他の先進国や国際機関と連携し、途上国のマネロン・テロ資金供与対策の取組を支援してきました。
- しかし、マネロン等の犯罪は、近年、複雑化・グローバル化しており、日本の対策も、国内外の動向を踏まえながら不断の見直しを行っていくことが必要です。これは、成長戦略で掲げる「世界に開かれた国際金融センター」を実現していく上でも不可欠です。
- こうした中、本日（8月30日）、金融活動作業部会（FATF）より、第4次対日審査報告書が公表されました。
報告書では、日本につきまして、国際協力等の分野で良い結果を示しているとされ、マネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとして、「重点フォローアップ国」との結論になりました。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督や、マネロン・テロ資金供与に係る捜査・訴追等に優先的に取り組むべきとされました。
- 今般、報告書の公表を契機として、政府一体となって強力に対策を進めるべく、警察庁・財務省を共同議長とする「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置するとともに、今後3年間の行動計画を策定しました。今後、行動計画を踏まえ、取組の進捗を定期的にフォローアップしていきます。
- 引き続き、国民の皆様のご理解とご協力を頂きながら、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に取り組み、安全・安心な暮らしを実現するとともに、ポストコロナの持続的な経済成長に貢献してまいります。

FATF勧告を踏まえた外為法の見直し

背景

- 北朝鮮の核・ミサイル開発の進展やアフガニスタン情勢の悪化等により、テロや大量破壊兵器の拡散防止は、日本のみならず、国際社会において喫緊の課題。
- また、ブロックチェーン技術の発展により、匿名性の高い暗号資産を悪用した不正な資金調達等のリスクが顕在化。
- こうした脅威やリスクが高まる中、FATFは、国連安保理決議に基づく資産凍結措置の適切な履行の確保を勧告。また、FATF第4次対日審査では、銀行等や暗号資産交換業者がFATF基準に従い、資産凍結措置に係る義務を果たせるよう、日本の制裁枠組みにおける義務を明確化すべきと指摘。

→ **外為法の見直しを検討**



見直しの方向性（1）

1. 暗号資産取引を外為法上の資本取引規制の対象に追加

国連安保理決議に基づく資産凍結措置は、制裁対象者のあらゆる資産（暗号資産を含む）の凍結を各国に要請している。

【見直しの方向性】

銀行等の預金取引等と同様に、居住者と非居住者との間の暗号資産に関する取引（管理・貸付・売買）を資本取引規制の対象とし、資産凍結措置を可能とすることを検討。

2. 暗号資産交換業者の確認義務

2019年6月に改訂されたFATF勧告は、制裁対象者への資金その他資産の流れを遅滞なく止めることについて、銀行等に加えて暗号資産交換業者に対しても要請。

外為法上、銀行等が取扱う顧客の送金については、制裁対象者に対する送金に該当しないことを確認する義務が課されているが、暗号資産交換業者が行う顧客の暗号資産の移転については、このような確認義務が課されていない。

【見直しの方向性】

暗号資産交換業者が行う顧客の暗号資産の移転について、制裁対象者に対する移転に該当しないことを確認する義務を課すことを検討。

3. 資産凍結措置遵守のための態勢整備義務

2020年10月に改訂されたFATF勧告は、大量破壊兵器の拡散に関与する者に対する資産凍結措置を事業者が適切に履行するため、その制裁の潜脱リスク（資産凍結措置の不履行や回避等のリスク）の評価やリスク低減措置を行うことを要請。

また、FATF第4次対日審査では、銀行等や暗号資産交換業者がFATF基準に従い、資産凍結措置に係る義務を果たせるよう、日本の制裁枠組みにおける義務を明確化すべきと指摘。

【見直しの方向性】

以下の見直しを検討。

- ・ 銀行等や暗号資産交換業者等による、資産凍結措置の適切な履行を確保するため、制裁潜脱リスクの評価を行うことや、その低減措置を講ずることを含めた遵守基準を定める。
- ・ 当局が、銀行等や暗号資産交換業者等による同基準の遵守状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じ、指導・助言や勧告・命令を行うことができるようにする。

（注）遵守基準の内容

①リスク評価の実施、②手順書（顧客管理、制裁対象者リストの作成・管理、顧客と制裁対象者リストの照合等）の作成・実施、③総括管理者の選任、④内部監査、等

外為法における資産凍結等の措置の概要

1. 資産凍結措置の発動要件

外為法では、以下の三要件のいずれかに該当する場合、資産凍結等の措置を講ずることができる。

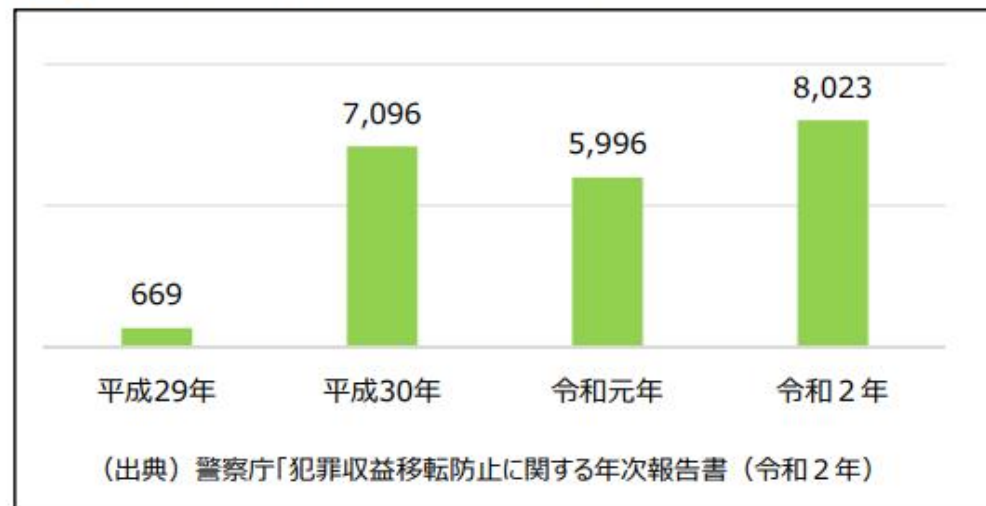
- ① 我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき
- ② 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき
- ③ 我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとき

2. 主な措置内容

- **支払の許可制** (外為法第16条) ……日本から制裁対象者等に対する送金について、許可を受ける義務を課す
- **資本取引の許可制** (外為法第21条) ……制裁対象者の預金口座・信託口座からの引出し等について、許可を受ける義務を課す

暗号資産を巡る近年の動向

国内の暗号資産交換業者の疑わしい取引の届出件数



米国FinCEN (注) によるレポート

○北米最大のパイプライン運営会社、米コロニアル・パイプラインは、本年5月、ハッカーに数百万ドルの「身代金」を支払った。

○本年1月から6月までの間68種類のランサムウェアを検知し、52億ドルものビットコイン取引が潜在的に身代金支払いに関わったのではないかと分析。

(出典) FinCEN “Financial Trend Analysis” (October 2021)

(注) FinCEN(Financial Crime Enforcement Network) : マネロン・テロ資金供与等の対策のため、金融取引の情報を収集・分析する米国財務省の部局

国連安保理専門家パネル最終報告書

○北朝鮮は、金融機関、暗号資産取引所等へのサイバー攻撃を継続し、暗号資産を窃盗してマネーロンダリング。

○2019～2020年11月の暗号資産の窃盗総額は、3億1640万ドル (約350億円) 相当との情報。

(出典) 国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル2020最終報告書

暗号資産に関するFATFのレポート

○暗号資産が関係した犯罪の大半は、マネーロンダリングの前提犯罪、あるいはマネーロンダリング罪に集中。特に、犯罪者は金融制裁を逃れるため、またテロをサポートするために暗号資産を利用。

○近年では、プロフェッショナルなマネーロンダリングのネットワークが、犯罪収益の移転、収集等の手段の一つとして、暗号資産を悪用。

(出典) FATF “Virtual Assets Red Flag Indicators of Money Laundering and Terrorist Financing” (September 2020)

○国家主体による制裁潜脱のために暗号資産を使った高度な不正活動も見られた。

(出典) FATF “Second 12-Month Review of Revised FATF Standards-Virtual Assets and VASPs”(July 2021)

金融審議会資金決済ワーキング・グループ 2022年1月11日報告：AML/CFTの共同化

○銀行業界（全銀協）においてAML/CFT業務の共同化による高度化・効率化（共同機関の設立）に向け、具体的な検討が進んでおり、このような共同機関の業務運営の質を確保するための業規制のあり方について議論を行った。

○銀行等が業界全体としてAML/CFTの底上げに取り組むことは、犯罪の未然防止等に直結するほか、利用者保護の観点からも重要な意義を有する。

共同化（全銀協AML/CFT業務）の中核的な業務

- ① 外為法及び国際テロリスト財産凍結法等に基づき、顧客等が経済制裁対象者等に該当するか否かを照合し、その結果を銀行等に通知する業務（取引フィルタリング関連の業務）
- ② 犯収法に基づき、取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を銀行等に通知する業務（取引モニタリング関連の業務）

共同機関設立の背景と適正な業務運営の確保

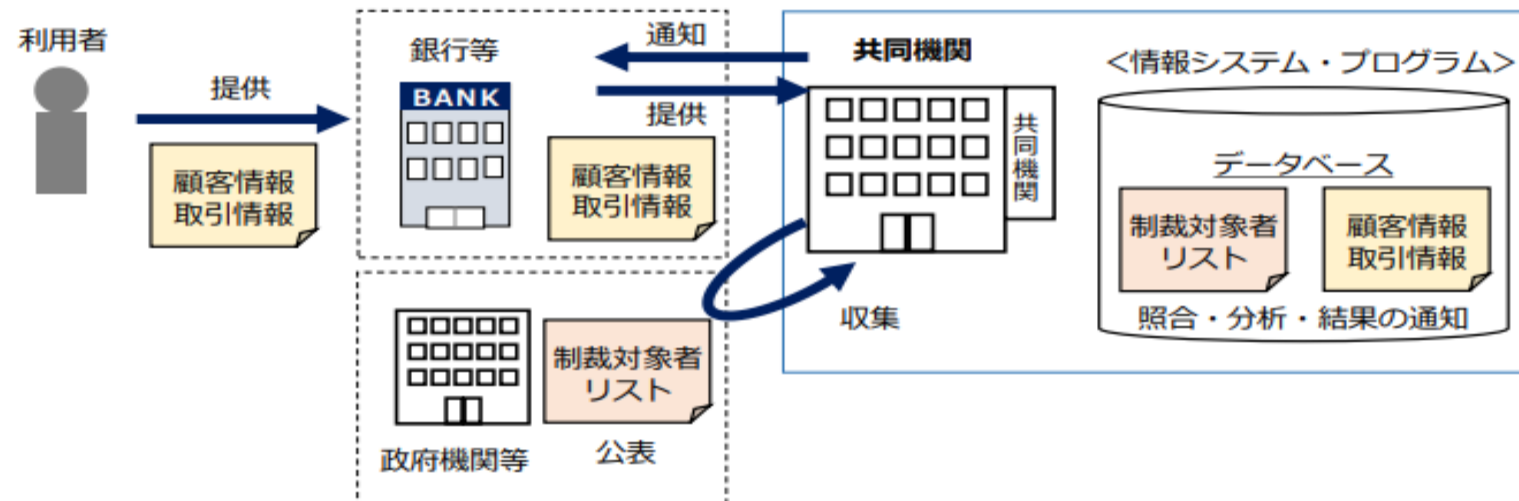
【検討の背景】

- 金融のデジタル化の進展やマネロンの手口の巧妙化等を踏まえ、国際的にもFATFにおいて、より高い水準での対応が求められており、銀行等におけるマネロン等対策の実効性向上が喫緊の課題となっている（2021年8月FATF）
- こうした状況を踏まえ、銀行業界では、マネロン等対策の高度化に向けた取組みを実施（全銀協：2018年度～AML/CFT態勢高度化研究会設置）
- 足元、全銀協において、中小規模の銀行等における単独対応が困難との声も踏まえ、マネロン等対策業務の共同化による高度化・効率化（共同機関の設立）に向け、具体的な検討が加速（2020年度：実証実験実施 2021年度：タスクフォース設置）

【共同機関に対する業規制の基本的考え方】

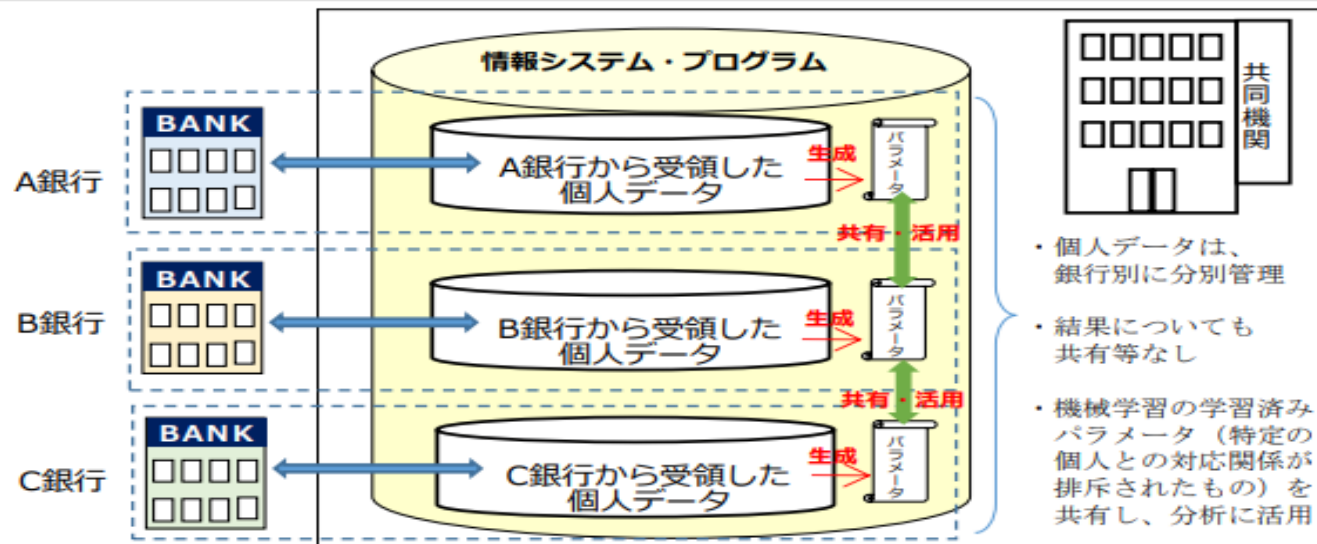
- 共同機関が多数の銀行等から委託を受け、その業務の規模が大きくなる場合、以下の点を踏まえ、共同機関に対する業規制を導入（当局による直接の検査・監督等を及ぼすことで、その業務運営の質を確保）
 - ・ 銀行等による共同機関に対する管理・監督に係る責任の所在が不明瞭となり、その実効性が上がらないおそれ
 - ・ 共同機関の業務は、マネロン等対策業務の中核的な部分を行うものであり、共同機関の業務が適切に行われなければ、日本の金融システムに与える影響が大きいものとなりうる

共同機関の業務（イメージ）



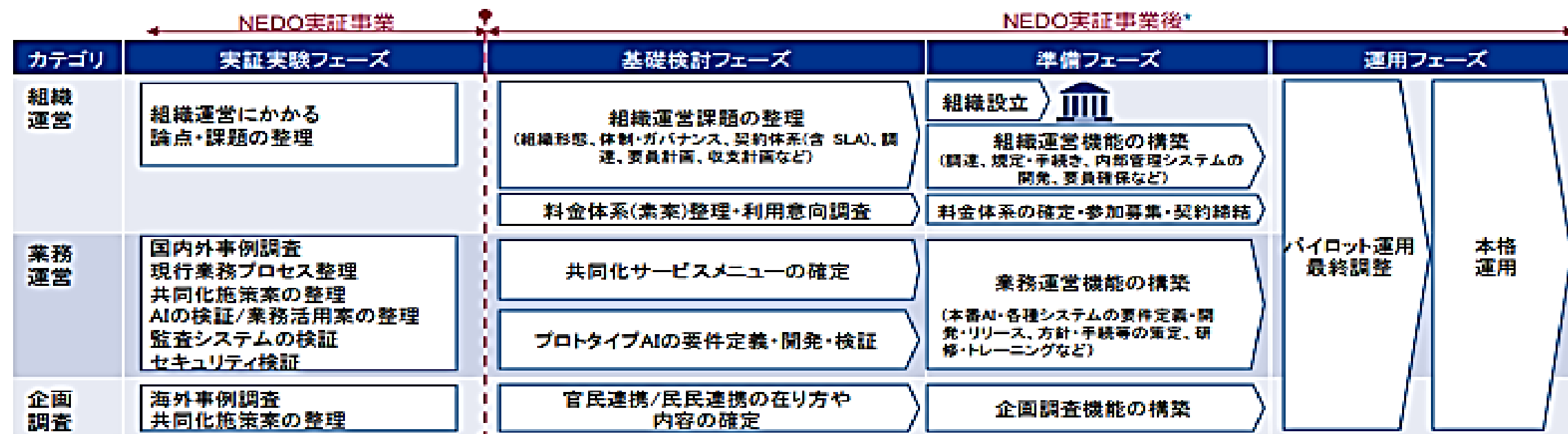
共同機関の適正な業務運営の確保【詳細】

| | |
|-------------|---|
| 対象業務 | <ul style="list-style-type: none"> 銀行等（預金取扱等金融機関・資金移動業者）からの委託を受けて、為替取引に関して、以下の業務を行うこと <ol style="list-style-type: none"> 顧客等が制裁対象者に該当するか否かを照合し、その結果を銀行等に通知する業務（取引フィルタリング業務） 取引に疑わしい点があるかどうかを分析し、その結果を銀行等に通知する業務（取引モニタリング業務） |
| 参入要件 | <ul style="list-style-type: none"> 一定の財産的基礎 共同機関の業務に対する適切なガバナンス体制の確保や資金調達の容易性等の観点から株式会社形態が基本 <small>（注）取締役会及び監査役会、監査等委員会又は指名委員会等を置くもの</small> 業務を的確に遂行できる体制の確保（業務の実施方法等）など |
| 兼業規制 | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の適正な取扱い等との関係で、一定の制限が必要 取引フィルタリング・取引モニタリングに関連するものが基本 |
| 個人情報の適正な取扱い | <ul style="list-style-type: none"> 多くの個人情報を取り扱うとの業務特性に鑑み、銀行等と同様の個人情報保護法の上乗せ規制（一定の体制整備義務等） <small>（注）各銀行等から共同機関に提供される個人情報は、分別管理し、他の銀行等と共有しないことを想定。また、共同化によるメリットの一つである分析の実効性向上を図る観点から、これに資するノウハウを特定の個人との対応関係が排斥された形（個人情報ではない形）で共有することを想定。</small> |
| 検査・監督 | <ul style="list-style-type: none"> 業務の適正な運営を確保する観点から当局による検査・監督を実施 |



共同化に向けたロードマップ

| | 基礎検討フェーズ | 準備フェーズ | 運用フェーズ |
|--------------|--|---|---|
| 組織運営 | <ul style="list-style-type: none"> 組織運営にかかる課題(組織形態、体制・ガバナンス、契約体系(含 サービスレベルアグリーメント)、調達、要員計画、収支計画など)を整理。 料金体系(素案)を整理し、利用意向調査を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 申請・届出などを行い、組織を設立。また、基盤の調達や内部管理機能など組織運営にかかる機能を構築し、運用開始の準備を完了。 料金体系を確定し、参加機関の募集や契約締結を開始。 | <ul style="list-style-type: none"> 一部参加機関に限定し、パイロット運用を実施。 当該運用の結果を踏まえ最終調整を実施し、本格運用を開始、参加機関を徐々に拡大。 |
| 業務運営 企画調査 | <ul style="list-style-type: none"> 共同化のサービスメニュー等を確定する。 実務に即した本番AIの開発に向け課題を整理するため、プロトタイプAIを開発。 | <ul style="list-style-type: none"> サービス提供等にかかる準備を完了。具体的には手続レベルの業務フローの整理や本番AI・システムのリリース、方針・手続の策定、トレーニングなど。 | |



*なお、海外事例を踏まえると、当局が、金融機関等による技術革新等を用いたAML/CFT対応促進、および共同化に参加しやすくなるようなインセンティブ付与等を行うなどの施策を講じることが望ましい。